回覧										

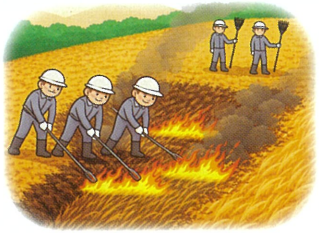
「火災警報」等発令中は

火の使用が制限されます

長期にわたり雨量が著しく少ないなど、一定の気象条件に達した場合、
火災警報等を発令します。発令された対象区域内では火の使用が制限されます。
火災警報発令中に火の使用制限に従わない場合は、**罰則が適用されることがあります。**
詳しくは裏面をお読みください。

火災警報等発令時に制限される火の使用の例

山林での火入れ



たき火



花火



燃えやすい物の近くでの喫煙



2025年2月に発生した岩手県大船渡市の大規模林野火災を受け、国が検討会を設けた結果、一定の気象条件に達した場合、「屋外における裸火で火の粉が飛散する行為」を制限し、火災予防の実効性を高めることが必要とされました。これをふまえて、全国の市町村で火災予防条例が改正されています。

姫路市消防局

火災警報等の発令と火の使用制限について

	火災警報 （消防法、火災予防条例）	林野火災注意報 （火災予防条例）
発令指標	以下のすべてを満たした場合 ①前３日間の合計降水量が1mm以下、かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下 ②連続して３日以上乾燥注意報が発表 ③強風注意報が発表	左記の①及び②の条件を満たした場合
	※その他、気象の状況により姫路市長が必要と認めた場合に発令する場合があります。	
対象区域	姫路市及び神崎郡全域 火災警報等は、姫路市（家島町のぞく）、姫路市家島町、市川町、福崎町、神河町の５区域に分けて発令	
周知方法	姫路市ホームページ、ひょうご防災ネット、防災行政無線、消防車による広報等によりお知らせします。	
火の使用制限対象	以下の**火の使用の制限に従わなければなりません。** ●山林、原野等において火入れをしないこと。 ●屋外において、花火（がん具用を含む。）を行わないこと。 ●屋外において、火遊び又はたき火をしないこと。 ●屋外において、引火しやすい物や落ち葉などの燃えやすい物の近くで喫煙をしないこと。 ●屋外において、たばこの吸殻や灰を捨てる際は、火が確実に消えていることを確認し、処理すること。	左記の火の使用の制限に努めなければなりません。（努力義務） ※林野から離れた場所でも火の使用の制限に努めなければなりません。
解除基準	発令指標に該当しなくなった場合	
罰則	**30万円以下の罰金又は拘留**（消防法）	―

「屋外において裸火を使用し、火の粉が飛散する行為」が対象です。



伝統行事や地域行事であっても、裸火で火の粉が飛散する行為は制限対象となります。火の粉が飛散しない形態の火を使用する製品等（バーベキュー台、七輪、ガス器具など）を、それぞれの使用方法に従い使用する場合は、制限の対象とはなりません。

消防署への届出について（火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出（火災予防条例））

火災と見間違えるような「煙」や「火」が出る行為を行う場合は、当該行為を行う前日（オンライン届出の場合は３日前）までに管轄の消防署への届出が必要です。
※火災警報等による火の使用制限は、届出により免除されるわけではありません。

火災警報等の詳細はこちら

お問い合わせは消防局予防課又は管轄の消防署まで

消防局予防課 079-223-9532　姫路東消防署 079-288-0119　姫路西消防署 079-294-0119
飾磨消防署 079-233-0119　網干消防署 079-273-0119　中播消防署 0790-23-0119

2026.03